

# 第 1 章

## 労働基準法

第 1 節	労働憲章	2
第 2 節	用語の定義	4
第 3 節	労働契約の終了	7
第 4 節	賃金の支払	11
第 5 節	時間外・休日労働	14
第 6 節	労働時間等に関する規定の適用除外	18
第 7 節	年次有給休暇	19
第 8 節	就業規則の作成	23

# 第1節 労働憲章

## 1. 労働条件の原則（法1条）

### 条文

- 1) 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 2) この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

### 基本用語ちえっく！

- 「労働条件」とは、賃金、労働時間、労働契約の終了、災害補償、寄宿舎等に関する条件を含む、労働者の職場における一切の待遇をいう。ただし、雇入れ（採用）は、労働条件に含まれていない。
- 「人たるに値する生活」とは、「健康で文化的」な生活を内容とするものである。具体的には、一般の社会通念によって決まるものであり、人たるに値する生活のなかには労働者本人だけでなく、その標準家族をも含めて考えるべきものである（昭22.9.13 発基17号）。
- 「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが、その労働条件低下の決定的な理由となっている場合をいう。したがって、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、本条に抵触するものではない（昭63.3.14 基発150号）。

## 2. 労働条件の決定（法2条）

### 条文

- 1) 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。
- 2) 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

### 基本用語ちえっく！

- 「労働協約」とは、労働組合と使用者又はその団体との間で労働条件等に関して合意した協定であり、書面に作成し、両当事者が署名又は記名押印することにより、その効力を生ずることとなる。したがって、労働組合のある事業場において締結される労働条件に係る合意協定ということになる。
- 「就業規則」とは、労働者の就業上遵守すべき規律及び労働条件に関する具体的事項について使用者が定めた規則である。原則として、制定権は使用者側にある。

□「労働契約」とは、個々の労働者が使用者から対価を得て、当該使用者の下で自己の労働力の処分を委ねることを約する契約をいう。

□「規範的効力」とは、その内容を知っていると否とにかかわらず、また、その内容に同意していると否とにかかわらず、法律上当然に適用を受ける効力のこと。このことにより、労働者は、法令等の規範的効力によって、不利益な労働条件から守られることになる。

### ちょっとアドバイス！

#### ◆労働協約と労使協定の比較

	労働協約	労使協定
締結当事者	労働組合（少数組合も締結できる）	過半数労働組合又は過半数代表者
適用対象	締結した労働組合の組合員のみ	事業場のすべての労働者
効力	民事上の拘束力が認められる	免罰的効力のみ認められる

### 3. 均等待遇（法3条）

#### 条文

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

#### 基本用語ちえっく！

□「信条」とは、特定の宗教的又は政治的信念をいう。

□「社会的身分」とは、生まれながらの身分をいう。

□「その他の労働条件」には、労働契約の終了、災害補償、寄宿舎等に関する条件も含まれるが、雇入れ（採用）は含まれていない。

## 第2節 用語の定義

### 1. 適用除外（法116条）

#### 条文

- 1) 第1条から第11条まで、次項、第117条から第119条まで及び第121条の規定を除き、この法律は、船員法第1条第1項に規定する船員については、適用しない。
- 2) この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

#### 基本用語ちえっく！

- 「適用除外者」とは、「働く者」として賃金を得ていても、労働基準法上の「労働者」として保護の対象とならない者をいい、具体的には、次のとおりである。

船員	労働憲章、用語の定義、罰則規定を除き、労働基準法は適用されず、船員法が適用される。
同居の親族のみを使用する事業	世帯を同じくして常時生活を共にしている6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法第725条)のみが働く事業。
家事使用人	家庭において家事一般に従事するために使用される者。

### 2. 使用者（法10条）

#### 条文

この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

#### 基本用語ちえっく！

- 「事業主」とは、事業の経営の主体をいい、会社その他の法人の場合はその法人、個人事業の場合は事業主個人をいう。
- 「事業の経営担当者」とは、事業経営全般について権限と責任を負う者で、法人の代表者、取締役、理事などをいう。
- 「事業主のために行為をするすべての者」とは、人事、給与などの労働条件の決定や労務管理の実施等について、一定の権限を有し責任を負う者で、部長職・課長職などにある者などをいう。なお、法9条にいう「労働者」でありながら、その者が同時にある一定の事項に係る権限と責任においては「使用者」と判断されることがある。